

制定 平成26年7月8日

改正 平成28年7月5日

改正 平成29年8月1日

京都市くらしのエコエネルギー普及促進懇談会 開催要綱

(趣旨)

第1条 民生・家庭部門のCO₂排出量の削減に向け、徹底した省エネの推進と再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大を図るため、地元事業者、メーカー及び行政が連携し、情報の共有、意見の交換を行うことを目的として、京都市くらしのエコエネルギー普及促進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 懇談会に参加する委員は、関係団体及び企業に属する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、原則20人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、就任した年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(招集)

第4条 懇談会は、市長が招集する。

(庶務)

第5条 懇談会の運営は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、所管担当局長が定める。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。